○三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例

平成18年1月1日
条例第116号
改正　平成18年6月23日条例第273号
平成20年3月28日条例第15号
平成20年6月27日条例第29号
平成22年7月5日条例第22号
平成23年6月30日条例第24号
平成28年6月29日条例第27号

(目的)

第1条　この条例は、ひとり親家庭等について、医療費の一部を支給することにより、ひとり親等の健康の保持及び増進並びにその生活の安定に寄与し、もってひとり親家庭等の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において「ひとり親等」とは、三豊市の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1)　配偶者のない女子(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する者をいう。)で、現に児童を扶養(民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により扶養義務を負っている者の行う扶養をいう。以下同じ。)しているもの

(2)　前号及び第4号に掲げる者が現に扶養している児童

(3)　父母のない児童(母子及び寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童をいう。)

(4)　配偶者のない男子(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と死別した男子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。次号において同じ。)をしていない者及びこれに準ずる男子であって、規則で定める者をいう。)で、現に児童を扶養しているもの

(5)　婚姻をしていない者が現に児童を扶養している場合であって、第1号及び前号に掲げる者に準ずるものと市長が認める者

2　この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、20歳未満で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第1に規定する障害に該当する者又は20歳未満で次の各号のいずれかに該当する学校に在学している者をいう。

(1)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校(同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)

(2)　学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程(同法第70条第1項において準用する同法第53条に規定する定時制の課程、同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。)

(3)　学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の学年を除く。)

(4)　学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部

(5)　学校教育法第124条に規定する専修学校の高等課程

3　この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法に基づく病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(対象者)

第3条　この条例により医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、ひとり親等であって、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療に関する給付を受けることができるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としない。

(1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2)　三豊市子ども医療費助成に関する条例(平成18年三豊市条例第117号)第2条第1項に規定する乳幼児であって、同条例に規定する助成対象者が保護するもの

(3)　三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第129号)第3条に規定する対象者

(4)　前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費の支給については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第20条の規定による政令で定める額を超える者

(5)　民法第877条第1項に定める扶養義務者で主としてひとり親等の生計を維持する者の前年の所得が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定による政令で定める額以上である者

3　前項第4号及び第5号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給資格者証の交付等)

第4条　医療費の支給を受けようとする対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

2　医療費の支給は、前項の申請に基づき受給資格者証の交付を受けることができる日の属する月(正当な理由により、前項の交付の申請が遅れたときにあっては、市長の認める月)以後において受けた医療について行うものとする。

(医療費の支給)

第5条　市は、受給資格者(対象者であって前条第1項に規定する受給資格者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その受給資格者の疾病又は負傷について、医療保険各法その他の法令等の規定により医療に関する給付を受けた場合における当該医療に要した費用の額のうち、これらの法令等の規定によって受給資格者又は受給資格者に係る世帯主若しくは被保険者若しくは組合員が負担した額(医療保険各法の規定に基づき保険者等の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付に併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該給付を受けることができる額を除く。)をひとり親家庭等医療費として支給する。

2　前項の医療に要した費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定めの例によって算定した額(医療保険各法その他の法令等の規定に基づきこれと異なる基準によることとされている場合にあっては、その基準によって算定した額)及び医療保険各法に規定する指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣の定める基準により算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

(支給の申請)

第6条　市長は、前条に定める支給すべき額を、当該受給対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、市長は、受給対象者が保険医療機関等に支給すべき額を支払った場合は、受給対象者の申請に基づいて支給するものとする。

2　市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を

社会保険診療報酬支払基金法(昭和23年法律第129号)による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(損害賠償の返還)

第7条　市長は、受給資格者又はその扶養義務者が当該受給資格者に係る疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(不正利益の返還)

第8条　市長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の高瀬町母子家庭等医療費支給に関する条例(昭和51年高瀬町条例第12号)、山本町母子家庭等医療費支給に関する条例(昭和51年山本町条例第14号)、三野町母子家庭等医療費支給に関する条例(昭和51年三野町条例第10号)、豊中町母子家庭等医療費支給に関する条例(昭和51年豊中町条例第20号)、詫間町母子家庭等医療費支給に関する条例(昭和51年詫間町条例第715号)、仁尾町母子家庭等医療費支給に関する条例(昭和51年仁尾町条例第13号)又は財田町母子家庭等医療費支給に関する条例(昭和51年財田町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成18年条例第273号)

(施行期日)

1　この条例は、平成18年8月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日前に行われた医療等にかかる母子家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附　則(平成20年条例第15号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附　則(平成20年条例第29号)

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附　則(平成22年条例第22号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附　則(平成23年条例第24号)

(施行期日)

1　この条例は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第6条第2項を削る改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の規定は、平成23年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(三豊市子ども医療費助成に関する条例の一部改正)

3　三豊市子ども医療費助成に関する条例(平成18年三豊市条例第117号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部改正)

4　三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第129号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則(平成28年条例第27号)

この条例は、平成28年8月1日から施行する。